

令和6年度第3回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月) 午後2時00分
2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室
3. 出席委員(12人)

会長	1番	前川 義 憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃 次			
委員	3番	宮内 敬 介	4番	竹下 るみ子	
	5番	林 悦 子	6番	草刈 満 男	
	7番	青木 正 篤	8番	古谷 葉 子	
	9番	浮田 益 実	11番	池本 英 夫	
	12番	細山 周 一	13番	長石 憲太郎	
4. 欠席委員(2人)

2番	春 摘 要	10番	葉 狩 健 一
----	-------	-----	---------
5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)
農地利用最適化推進委員

15番	西 沖 和 己	16番	谷 口 真 一
17番	国 石 宣 広	18番	植 木 義 博
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の決定
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 地籍調査に伴う農地の地目認定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長	山中 章 弘	書記	安道 千 景
------	--------	----	--------
8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	ただ今から、令和6年度第3回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に 議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、12番 細山周一委員、13番 長石 健太郎委員をお願いをいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地申請があったので審議を求めるもので す。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号1です。 権利種別は3条の有償移転、売買です。この当該農地は、令和5年の11月13 日付けで所有権移転請求権仮登記、俗に言う仮登記ですね、仮登記がなされていま す。 農地の所在が大字大屋字矢ヶ市229番6、地目は畑、面積は145㎡。同じく大字 大屋字樋口236番2、地目は田、面積は1,738㎡。同じく大屋字稲葉300番1、地 目は田、面積は885㎡。同じく大屋字栃本430番1、地目は田、面積は361㎡。同 じく大屋字栃本430番4、地目は田、面積は783㎡。同じく大屋字ゾウザ456番1、 地目は田、面積が1,125㎡。同じく大屋字ゾウザ456番3、地目は田、面積534 ㎡。田が6筆、畑1筆の、7筆合計5,571㎡となっております。 譲渡人は岡山県美作市福本322番地2の●●●●さん。譲受人は東京都世田谷区 三軒茶屋一丁目36番11号の●●●●さん。奥さんは大屋236番地1に住んでお られます。 譲受人の●●●●さんは、仕事の都合で現在は大屋には住んでおられないとのこ

<p>議長(会長)</p>	<p>とです。 申請事由としては、●●さんの経営廃止、●●さんの新規参入となっております。 農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件等につきましては、地域の農業者の指導の下に、耕作経験は少ないんですけども、耕作を行っていくという具合に確認はしております。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 ここは、大屋集落の新田集落方面へ抜ける分岐点付近の、黄色く示した7筆になります。2ページから5ページにその公図、6ページから8ページが現況の写真となっております。 事務局からは以上です。</p> <p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、13番 長石健太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>農地法第3条第1項の許可申請、7筆の所有権の移転について、6月1日に●●さん、6月3日に行政書士の●●さん、6月6日に●●さんに話を聞き、間違いなことを確認しました。 譲渡の経緯としましては、●●さんが仕事の関係で令和3年4月に岡山県美作市に引っ越された後は、家の方を空き家バンクとして登録されていました。 東京に住まわれていた●●さんは、ネットで新田にあるサドベリースクールのことを知り、子どもさんのためにとの思いと「私も農業がしたい」という思いで、空き家バンクに登録のあった●●さんのところが気に入り、先ほど事務局の方から報告があったとおり、令和5年11月13日に売買契約、家と農地ですね、令和6年1月から奥さんと子どもさんが大屋の方に住まわれています。旦那さんはやはり仕事の関係で、何か特殊な病院の検査技師みたいで、直ぐには来れない。大体目安として5年後くらいを予定されているそうです。 農地の方ですが、●●さんがおられたときからも、数年は家の裏、236の2のみ米を作られていたみたいですが、近年は他の農地同様に管理のみの状態だったみたいです。ちなみに、転移されてからも管理だけは帰ってきてされてたみたいです。456の3は近所の方が畑として使用されています。 ●●さんの奥さんに今後の活用を聞いたところ、現状は草刈り機しかないみたいで、隣に●●●●さんという方がおられるんですが、その方の機械を借りたり、稲作指導を受けたりと、徐々に機械も揃えて稲作をしていきたいとのことでした。目安は何年先か分からないですが、まあ3年、4年、5年後ぐらいのことだと思えます。米を作ること考えているのは236の2と456の1のみの農地です。あとは管理だけになると思えます。稲作をするまでは、農地の管理は草刈りとしてやっていると聞きました。 現状を見て回りましたが、添付写真よりはきれいに管理されていました。 以上の点から、今回の所有権移転には問題ないと考えております。 以上です。</p>

議長 (会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
議長 (会長)	長石委員、5年後ぐらい、旦那さんが来られるというのに。そこまで本当に奥さんとサドベリーに行っている子どもさん、小学生ですか。
13番	保育園です。
議長 (会長)	子どもがいたらなかなかだ。そのところがちょっと心配ですね。5年後というのを見ると、第3条の(審査基準)を見ると、せめて1年以内であつたりとかということでない、というようなことも書いてある。先ほど話があつたように、令和5年11月には仮登記、農業委員会がまだ許可を出していないのに仮登記、農地については。
7番	会長が言われたように5年後の保証もないし、それに対して許可を出すのがよいことなのか。
13番	5年後というのは旦那さんで、それまでは奥さんが、何とか一歩でも二歩でもやっていたいと。
7番	いきなりここ、これでしょ、結構面積がありますよね。これで全く初めて農業の従事しようという人が、実績のない人がいきなりこれ出来るのかっていうのが、ちょっと。
13番	それが、隣にちょうど●●●●さんという人がおられて、その人が一応指導。
7番	指導か、頼むか。
13番	という感じで考えておられる。
7番	ちょっと先走っているような気が非常にするんですが。ちょっと実績というか、確実に出来るのかっていうのが。
13番	奥さんの方は、実家が岡山の倉敷の方で、両親は百姓をされてるみたいで、全くの未経験ではないみたいなことを言われています。
7番	農作業に従事するとかの要件はないのですか、農地取得に。
議長 (会長)	あります。150日以上とかいうのは。
7番	そこがこれに該当するのかという。

議長(会長)	耕作を目的とする売買、貸借の場合の許可の判断をどのようにするのかという、この「百問百答」をちょっと見たり、農地法を見て、こういう場合はというのがあって、そのあたりがちょっと皆さんに判断してもらうのに。
事務局長	申請書では地域の皆さんに手伝ってもらったり、教えてもらいながら150日以上というか、それをするという事言われています。そう言われている中で、「しないでしょ」とは言えないですし、そういうことの申請はされています。
7 番	少し前から実績があつて、面積拡大するなら評価は出来るんですけど。
1 3 番	でもまあ、若い人が来て百姓したい気持ちには、賛成したいと私は思うんです。
議長(会長)	これに書いてあるのは、「耕作が可能となる時期が1年以上先である場合は取得を認めないことが適当であるとされています」とある。これが全てではないですけど、そのあたりも勘案して考えておかないと。 元農業委員、●●さんが面倒見ると言われているか、そのあたりもちょっと。草刈り機は彼、持っとられるから、草刈りぐらいはしてくれると思うけど。
1 3 番	奥さんがしてました、草刈りを、田んぼ全部。
議長(会長)	5反だ。畦だけとは違う。
3 番	当面、誰かが利用権設定して。誰かがというのも難しい。
1 3 番	それも探してみたが、中々いないみたいです。
4 番	これは、●●さんの土地をほとんどかっとなさるん。
1 3 番	そうです。かっとなされました。
3 番	何か保証がないと怖い気がしますよね。
(雑談あり)	
1 1 番	余談ですが、●●さんから話がありました。まあ、私らも手伝うから、機械も貸すから、と。 大屋はでも、もの凄く移住者が多い。県外の方が。何でか知らんけど、大屋が多い。
1 3 番	●●さん自体も移住者です。

	(雑談あり)
1 3 番	畑だけは作れると思うんですよ。一番奥も刈ってありました。数年前まで、誰か作っていたみたい。
議長 (会長)	456 の 1 と 236 の 2 は米をしようとしている。あとは畑で。
1 3 番	畑か、管理だけですね。 430 の 4 と 430 の 1 は水路がもうだめで、田んぼとしては使えないそうです。 これはもう管理だけの田ですね。
議長 (会長)	結局、●●さんが引っ越しされるし、●●さんが買っていたところを、買ってくれみたいなことで、やっとなされる。
1 3 番	そうです、家込みで土地を買ってくれと。
	(雑談あり)
議長 (会長)	その他、何かございませんか。
7 番	これ、草刈りは農作業、農業とは言わないですよ。
3 番	そこも気になりますよね。耕作目的でという条件で、厳密に言えばですよ。
1 3 番	(耕作) 出来るまでは管理という意味です。
3 番	管理自体までが購入、売買。農地を購入すること自体が。
1 3 番	管理だけじゃないんですよ、ゆくゆくは。
7 番	水田として、いま広いところは出来るんでしょうが、その他もう将来的に耕作地としてもちょっと使えないようなところも合わせて、ってなっているところがね。 じゃあ、放っておけば原野になってしまうんでしょうけど。
1 2 番	●●さんもそこだけ残されてもね。 どうしても欲しいわけじゃないだろうけど、それだと家を買えないから。
3 番	ということなんでしょうね。条件なんでしょうね。
議長 (会長)	宮内委員が言われるように、耕作というのがひとつの原則となります。 ちゃんとして、農地として守られればいいけど。

7 番	いきなり売買に出ていくから。本来なら借りて、実際やれると。その活動が保証されてれば、問題なく農業委員会としてはいいと思うんだけど。家を買って実際どうなのか。そのときは責任持ってやるという保証付きなのかもしれない。 今後、このような例が出たら。
議長 (会長)	そうです。以前、浮田委員のところに出てきたような。
11 番	ここも同じです。ほとんど見ません。 ただ、草刈りだけは、こっちからお願いしているんで。草刈りはここからここまでは刈ってくださいよということで、電気柵がついている。水路は、水は要らないということで、水路掃除はいいですと。帰られた時には声かけして。管理だけはしているみたいです。 で、自然農法で、ちょっと何が生えているか分からんけど、ば一つと蒔いてある。何せ連絡が向こうですからね、おるのが。それだったら何もならんから。管理してあるんで何とも言えないです。
議長 (会長)	今回の場合は奥さんと子どもさんが来とられるということ、でもある。条件付というようなことは出来んのか。 何か他にまだ発言のある方は、 採決すればよろしいですか。
議長 (会長)	(発言する者なし) それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手する者あり) (雑談あり)
15 番	こうやって3条申請が出てくるっていうことは、周りのどうのこうのはさておいても、農業委員会としてどう捉えるのかという、客観的な事実に向かい合うべき必要があると思うんです。 そうであるときに、やはり農業、田畑を取得するわけですから、それに耕作あるいは管理をしてもらえるだけの担保になるもの、保証がないと。こういう、もしこれがそのまま耕作もせず管理もしないということが常態化するような先例を作るようなことがあってはならないと思うんです。 そうであるときに、やはり何らかの担保に取れる、先ほど細山委員が口を切っておられたですけども、どなたかが保証人になって管理しますとか、そういうような、それに限ったことではないにしても、何らかの担保、農地としての活用をしてもら

	<p>うこと、あるいは維持管理をしてもらうと、いうところの担保が必要だと、僕は話を聞きながら思うんです。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。意見を言っていただくのはありがたいことです。そういう、西沖推進委員の話もありました。やっぱり、客観的に見てどうかと、いうところを考えたときに、どうしましょう。</p> <p>この件については、今「よし」ということじゃなくて、もう一回、地元の人だったり、それから本人に、やっぱり話をしてから、ということにさせてもらってもよろしいでしょうか。</p>
6 番	<p>来月とか、再来月とか、そういうときに延ばすんですよね。1年先じゃないんですね。今してもらえんと田植えが出来んから、早うしてくれえというんじゃないですか。</p>
議長（会長）	<p>そういうことじゃないと思います。</p> <p>この件については、預かりという格好にさせてもらったらいいですか。</p> <p>ここでは全員賛成ということにはいかなんだということで、話には事務局と長石委員と私ぐらいが、また行くようにさせていただきます。</p>
事務局長	<p>継続審議で、また事業計画をもう一度、ということですかね。</p>
議長（会長）	<p>そういうことにしましょうか。</p> <p>長石委員の方から色々調査してもらいましたけども、今回は継続審議をすると。それで、計画であったり、そのあたり担保になるものを出してもらって、そこでもう一回審議するというようにさせていただきます。</p> <p>そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」という声あり）</p>
議長（会長）	<p>それでは全員賛成ということで、原案のとおりは決定いたしませんけど、継続審議にすることに全員賛成ということで続けさせていただきます。</p> <p>次に、議案第1号 番号2について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の2ページをご覧ください。番号2です。</p> <p>権利種別は3条の無償移転です。</p> <p>農地の所在が大字智頭字横瀬2618番。地目が田。面積は1,923㎡。</p> <p>譲渡人は大字智頭2183番地1の●●●●さん。譲受人は同じく智頭の2183番地1の●●●●さん、息子さんです。</p> <p>申請事由としましては、同一世帯間による所有権移転、生前贈与となっております。</p> <p>場所ですが、申請位置図の9ページをご覧ください。</p> <p>地図にあります右下の、申請者自宅近くの久志谷児童館前の道を、ずっと奥に進</p>

	<p>んだ右手の農地になります。 10ページのその公図、11ページが現況写真となっております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、6番 草刈満男委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>現地ですが、病院の近くであります段といいですか、久志谷ですね。本人さん、お母さんは耕作出来ないということで、息子さんが草刈りとか何とかして対応しているという状態であります。</p> <p>現地を確認しましたら、今年もきれいに草が刈ってある状態でした。田んぼ維持については継続してなされておる。生前贈与を受ける息子さんは働いておられるんで、中々、機械等のこともあつたりして、自分で耕作することが出来ないが将来的には米作りもというニュアンスで申請されております。</p> <p>いわゆる相続に関する無償移転ということで、何ら問題がないと判断しました。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ありませんか。 発言がないようなので、それでは採決いたします。 議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。番号1です。 農地の所在は大字中田字前田584番、地目は畑、面積は122㎡です。 権利種別は所有権移転、売買です。 譲渡人は大字中田193番地の●●●●さん。譲受人は岡山県勝田郡奈義町豊沢</p>

	<p>460 番地 3 の●●●●さん。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、設置施設等は自家用駐車場となっております。</p> <p>譲受人は現在、就業のため県外に住んでおられますが、今年中には申請地の隣接の中田 221 番地の実家に帰って住まれる予定であるとのこと。しかし、実家の駐車スペースに限りがあるため、実家に隣接する申請地を買い受けて、自家用の駐車場とするため、今回の申請に至ったとのことでありました。</p> <p>資力及び信用については、金融機関の普通預金通帳の写しで確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為は認められておりません。</p> <p>転用許可日より、約 1 ヶ月で工事は完了予定です。転用の妨げとなる権利を有する者はいないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地現況図兼利用計画図から妥当と判断しました。</p> <p>事業計画書、被害防除計画書からも排水等周辺の農地に与える影響も少ないと判断しました。</p> <p>場所についてですが、申請位置図の 1 2 ページをご覧ください。ここは主要地方道津山智頭八東線、富沢ですね、右手、惣地集落方面に向かって、曲がって直ぐ右手の農地になります。</p> <p>1 3 ページに公図。1 4、1 5 ページに事業計画書。1 6、1 7 ページに被害防除計画書。1 8 ページに土地現況図兼利用計画図。1 9 ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、1 2 番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>先ずは、大体説明していただいたとおりになんですが、5 月 2 6 日に現地を調査しまして、昨日、●●●●さんと、●●●●さんは連絡つかなかったもので、お父さんの●●さんに直接会って話を聞いています。</p> <p>先ほど言われたとおり、奈義町にいま住んでおられるんですけども、今年度中に帰ってきて、車止める場所が無いってことで、駐車場にするためにその実家の、ちょうどこの写真に写っている家が、帰るって言われている●●さんの実家になります。本当に目の前の畑になります。</p> <p>近隣にある畑も自分のところということで、周りの農地に影響を与えないかなというところ。なので、特に問題はないかな、という判断でした。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>

議長 (会長)	<p>それでは発言がないようですので採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>同じく議案書の3ページをご覧ください。番号2です。</p> <p>農地の所在は大字野原字榎ヶ坪7 1番1 5。地目は田。面積358㎡です。</p> <p>権利種別は所有権移転、売買です。</p> <p>譲渡人は大字野原2 2番地の●●●●さん。譲受人は大字野原7 2番地の●●●●●●さん。</p> <p>転用目的は駐車・資材置場で、設置施設等は自家用車の駐車場・資材置場となっております。</p> <p>譲受人の世帯は、現在3台の自家用車を保有しており、近隣に土地を借りて車庫を建て、3台の車と建築資材を置いているが、近い将来2台の自家用車が増える予定であり、現在の車庫は3台までしか駐車できないことと、車庫の老朽化も進んでおり、自然倒壊の恐れがあるとのことです。</p> <p>申請地は長年休耕状態にあり、譲受人自宅の隣接の農地であり、今回の目的を達するためには申請地以外にはない、と今回の申請に至ったとのことでありました。</p> <p>資力及び信用については、金融機関の残高証明書で確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為は認められておりません。</p> <p>転用許可日より、約3ヶ月で工事完了予定です。転用の妨げとなる権利を有する者はいないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。</p> <p>事業計画書、被害防除計画書からも排水等周辺の農地に与える影響も少ないと判断しました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の20ページをご覧ください。野原集落内の那岐駅側、県道西谷那岐停車場線右手の農地、地図のちょうど真ん中のあたりです。その農地になります。</p> <p>21ページに公図、22、23ページに事業計画書。24、25ページに被害防除計画書。26ページに土地利用概略図。27ページに土地利用計画図。28ページに工事計画図。29ページが現況の写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
4 番	<p>議案第2号の2番について、調査の結果を報告します。</p>

	<p>6月2日に申請者の●●さん、6月4日に代理人の行政書士の●●さんに会い、確認いたしました。事務局の説明、また、申請位置図での説明のとおり、自宅と隣接している土地を●●●●さんより購入し、駐車場として転用したいという計画です。</p> <p>この図でも分かりますように、駐車場が5台にしてはちょっと広過ぎるではないかなあと思って尋ねましたら、父親の●●さんという方が以前大工さんをしておられて、その資材がたくさんあるので、道の前に位置する今の駐車場の場所では置ききれないということで、駐車場の後ろの方は資材置場にしたいということでした。</p> <p>農地法第5条の審査基準に基づいて調査しましたところ、申請の農地は数年前より耕作されておらず、付近の農地の状況や被害防除については問題なく、また、許可を受けた後は滞りなく進めていきたいということでした。</p> <p>申請どおりで問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>よろしいでしょうか。それでは発言がないようですので採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目変更認定を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、智頭町地籍調査課から依頼のあったものです。</p> <p>番号1です。大字大呂の9筆です。現地確認不能と地目変更済みの3筆を除いた9筆です。</p> <p>詳細は5、6ページに載せております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

14番	<p>では、調査結果を報告します。 4月の13日に現地を確認しました。正直なところ、現場がよく分からない状況でして。農地ではないということだけは確認できました。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>発言がないようですので、それでは採決いたします。 議案第3号 番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定致しました。 次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>同じく議案書の4ページをご覧ください。 これにつきましても、智頭町地籍調査課から依頼のあったものであります。 番号2です。大字慶所の103筆です。現地確認不能等、地目確認変更済みの87筆がありますけど、それを除いた103筆です。 詳細は7ページから26ページに載せております。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、9番 浮田益実委員に現地の調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9番	<p>三日も四日もかけて、地籍調査の方からとても見にくい図面をいただきまして。図面をこう見ても見えない図面で、こうして見ると、合わない図面でした。携帯とか色々使ったりして、見える範囲のところは見たんですけど。 あと、池本委員から助言をいただきまして、地籍調査の担当で慶所地区を全て担当しとられたということで、間違いがないということ、意見をいただきました。 この条件で、農地外ということで間違いはないと思います。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明に</p>

	<p>ついて、発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長 (会長)	<p>発言がないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号2について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定致しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>なお、議案第4号につきましては、整理番号3について11番 池本英夫委員が、整理番号5番から7番については番号9番 浮田益実委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(浮田益実委員、池本英夫委員退席 午後3時00分)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>5月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で合計5,804㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が4名、受ける者が3名となっております。</p> <p>期間につきましては、3年から5年未満が560㎡、5年から10年未満が3,950㎡、10年以上が1,294㎡となっております。</p> <p>それでは28ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
7 番	<p>貸借の期間が6月15日から6月14日までになっていますが、野菜ならいいが、水稻なんてのは。6月14日で切られたら何か中途半端で、田植えはしたけど</p>

	<p>どうするのっていう。作らない、そういうことになるんですかね。全部がこうなっていますけど。稲刈りが終わってから。稲刈りまでがちょうど良いような気がするんですけど。これだと5年だけど、実質4年ですよ。</p>
議長（会長）	<p>確かに今回かける場合、この日付になっておるということです。</p> <p style="text-align: center;">（貸借期間について雑談あり）</p>
議長（会長）	<p>今回の総会にかける場合、こういうことになっておる。多分来月も、7月からになると思います。出てきた時ということでご理解をお願いしたいと思いますし、期間につきましても自由度があるということです。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。浮田益実委員、池本英夫委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">（浮田益実委員、池本英夫委員復席 午後3時12分）</p>
議長（会長）	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第3回総会を閉会いたします。</p>
閉 会	<p style="text-align: center;">（ 閉 会 午後3時13分 ）</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年6月10日

智頭町農業委員会議長 前川 義憲

智頭町農業委員会委員 細山 周一

智頭町農業委員会委員 長石 健太郎